

(仕様書関係)

仕 様 書

- 1 業務名称 大阪北摂霊園交通整理業務（令和8年度）委託
- 2 履行場所 大阪北摂霊園内（茨木市泉原、箕面市粟生間谷、豊能町高山）
- 3 業務期間 (1)令和8年8月9日～16日 (8日間)
(2)令和8年9月13日、19～23日 (6日間)
(3)令和9年3月13～14日、20～22日 (5日間)
- 4 業務時間 午前8時から午後5時まで
- 5 交通整理員数 別紙一覧表のとおり
- 6 業務車両台数 別紙一覧表のとおり（受注者が車両を用意すること）
- 7 必要機材 誘導灯（棒）、満車表示（手持ちプラカード 自製可） 他
- 8 仕 様
 - (1)適 用
 - ①この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において誠実に履行するものとする。
 - ②本業務について、契約書に定められた事項以外は、本仕様書及び当センター施設管理責任者の指示によるものとする。
 - ③受注者は、契約書及び本仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、当センター施設管理責任者と協議するものとする。
 - (2)業務場所
大阪北摂霊園内で、別添図面に示す箇所に交通整理員を配置すること。
 - (3)業務用地等の使用
受注者は、業務用地以外の区域へ立ち入りする場合は、必ず当センターの承諾を得ること。
 - (4)諸法令の遵守
受注者は、警備業法及び公安委員会規則、労働基準法等その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(仕様書関係)

(5)業務内容

本業務は、大阪北摂霊園の墓参集中期において、墓参者の交通安全確保及び墓参車両や路線バス等の円滑な通行を確保するために交通整理を実施するものである。

(6)配置する交通整理員について

- ①交通整理員の選任にあたっては、業務を遂行する能力を有する者で、警備業法に規定する教育を受けた者とする。
- ②本業務の実施にあたっては、あらかじめ当センターに従事する交通整理員名簿及び一覧表を提出すること。
- ③異動等により、交通整理員を変更したときは、変更した交通整理員名簿及び一覧表を速やかに提出すること。
- ④受注者は、業務責任者及び副業務責任者を選任するとともに、連絡体制表を当センターに提出し承諾を得ること。
- ⑤交通整理員は、業務中、警備業法により公安委員会に届け出た制服を着用すること。
- ⑥交通整理員は、18歳以上の者とし、誠実で責任感があり、業務を適正に実施できるものを配置すること。
- ⑦交通整理員は、勤務交代時の伝達以外は、厳に私語を慎むとともに、来園者に対するあいさつ・声かけに努めること。
- ⑧交通整理員は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務完了後も同様とする。
- ⑨当センターへ届け出た交通整理員であっても、その後、当センターが不適格と判断したときは速やかに他の者と交代させなければならない。

(7)作業細則

- ①交通誘導警備業務 **検定1級又は2級資格者**をモニュメント付近、管理事務所前に各々1名配置し、他の交通整理員の作業を指示・指導すること。
また、資格証の写しを当センター施設管理責任者に提出すること。
- ②交通整理業務は、モニュメント付近を重点的に行い、その他は当センター施設管理責任者の指示に従うこと。
- ③歩行者の安全誘導、仮設駐車場及び各駐車場における墓参車両の出入りの指示を行うこと。
- ④バス停付近での駐車禁止を指示し、路線バスの運行に支障をきたさないこと。
- ⑤霊園内の走行車両については、一方通行等、定められた走行を遵守させ、交通渋滞が生じないよう交通整理を行うこと。
- ⑥午前10時から午後3時までの時間帯は、特に混雑が見込まれることから

(仕様書関係)

安全管理には万全を期すこと。

- ⑦交通整理員は、始業前に霊園管理事務所へ集合し、当センター施設管理責任者から当日の業務の指示を受けること。
- ⑧業務車両の駐車場は、当センター施設管理責任者の指定した場所とする。
- ⑨休憩時間について、業務時間中は警備員を欠くことがないよう、別途交替要員を用意したうえで順次休憩を取ること。休憩中の喫煙についても墓参者等に配慮すること。
- ⑩雨天・暴風等で墓参者が少ないと予想される場合は、当センター施設管理責任者の指示により配置人数を変更することがある。なお、この場合、当日までに当センター施設管理責任者から受注者の業務責任者へ連絡するものとする。
- ⑪従事当日の業務が終了したときは、直ちに業務報告書（日報）を作成し、当センター施設管理責任者に提出すること。
- ⑫園内各ポイントにおける誘導の際の注意事項は別記によるものとする。

(8)賠償責任

受注者は、本業務の遂行に関し、その責に帰すべき事由により、当センター又は第三者に対し損害を及ぼしたときは、受注者の負担においてその損害を賠償しなければならない。

(9)提出書類

- ①業務報告書（日報）
- ②業務実施計画書（契約締結後、受注者において速やかに作成し、当センターに提出すること。）
- ③業務責任者並びに交通整理員名簿及び一覧表（契約締結後、受注者において速やかに作成し、当センターに提出すること。）
- ④連絡体制表（契約締結後、受注者において速やかに作成し、当センターに提出すること。）

(10)人権啓発研修の実施

受注者は、本業務に従事する者が基本的人権について正しい認識をもって本業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を実施すること。

(11)その他

本仕様書に規定する事項の更なる詳細については、当センター施設管理責任者の指示するところによる。

園内各ポイントにおける誘導の際の注意事項

A : 霊園管理事務所周辺

- ・ 霊園管理事務所の外周を回り事務所前バス停に停車する路線バスと、事務所付帯駐車場に出入りする一般車両との事故防止に務め、安全な誘導と指示を行うこと。(路線バス専用通行帯と一般車両通行帯とが一部重複しているため。)
- ・ 事務所付帯駐車場へ進入しようとする車両と、霊園から退園しようとする車両とが交錯する個所であることから特段事故防止に務め、安全な誘導と指示を行うこと。
- ・ 合葬式(樹木葬)墓地付帯駐車場へ進入しようとする車両と1号線幹線道路を走行する車両が交差する箇所であることから特段事故防止に努め、安全な誘導と指示を行うこと。

B : 5区休憩所周辺

- ・ 10区へ向かう道路(本線)と、6区へ向かう道路(幹線)との分岐路点(三叉路)における通行量が多いので、5区休憩所駐車場に駐車しようとする車両の通行の安全を確保すること。

C : 中央ゾーン(モニュメント周辺から中央休憩所の間)

- ・ 午前10時頃から午後3時頃の間には、墓参車両の通行量が非常に多く、中央休憩所前駐車場に駐車しようとする車両と、駐車場から退場しようとする車両との適切な誘導に併せて中央休憩所を利用する墓参者の通行にも安全を確保すること。
- ・ モニュメント周辺を通行する墓参者に対しても、安全な誘導を行うこと。(特にモニュメント前バス停から乗降する墓参者等に対する誘導)
- ・ 中央休憩所前駐車場の混雑状況を把握し、満車の際には仮設駐車場へ誘導すること。

D : 1区墓域前

- ・ 主道路から1区墓域へ出入りする車両と墓参者の安全を確保すること。

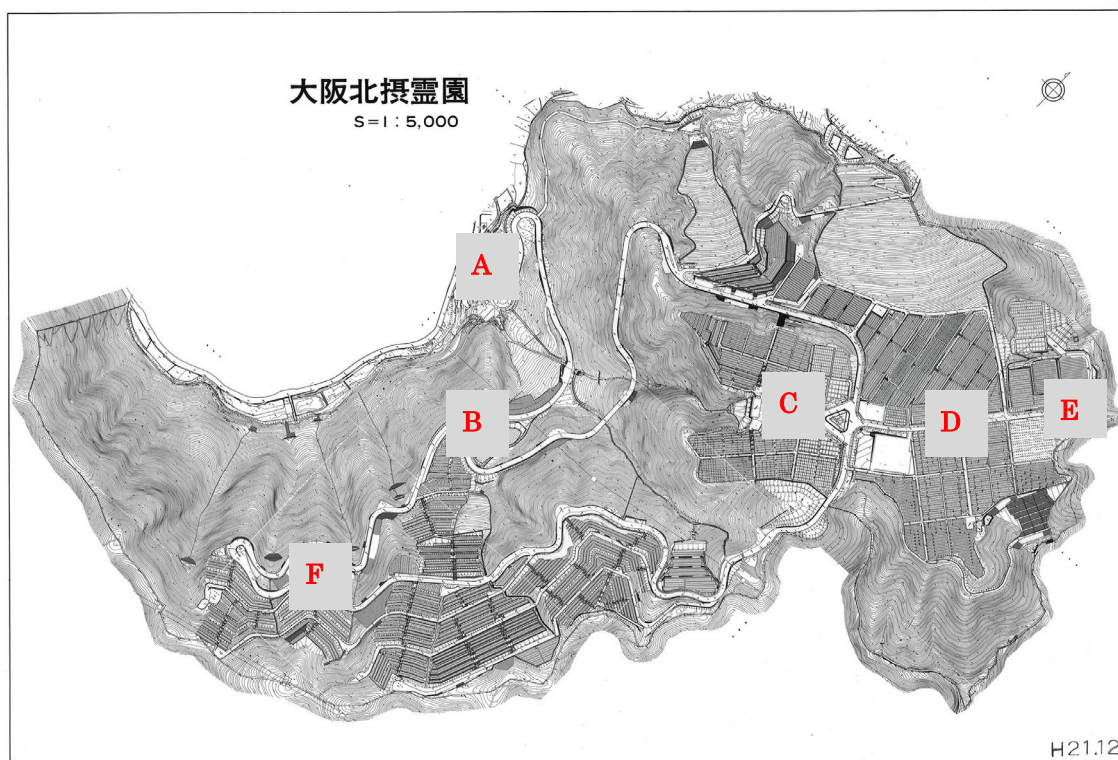
(仕様書関係)

E : **北口休憩所前〔北口 ロータリー〕**

- ・ 路線バス専用ロータリーとなっているので、原則、一般車両の進入、駐車はさせないこと。
- ・ バス乗降墓参者の安全を確保すること。

F : **6区4番前駐車場横**

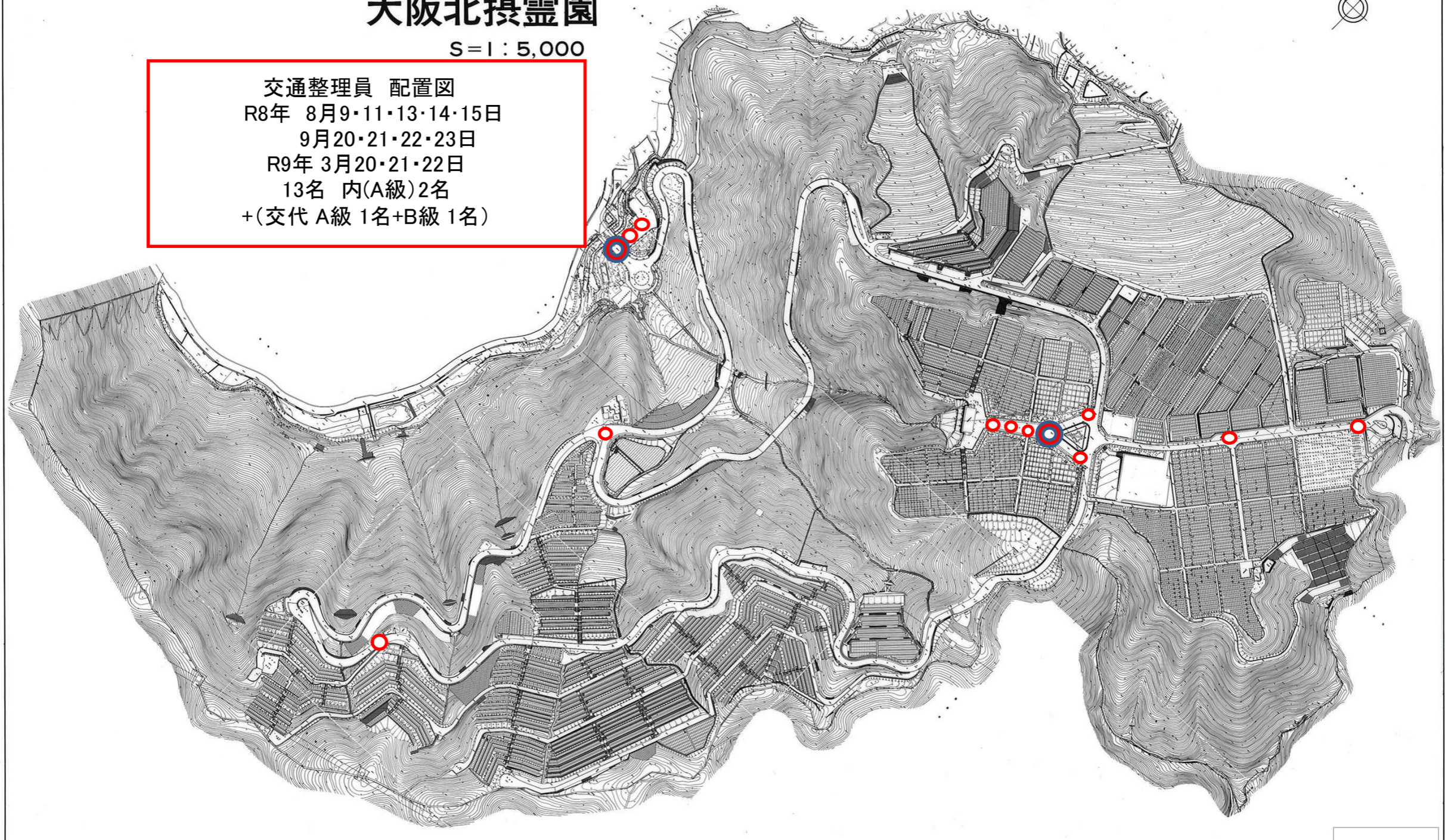
- ・ 同駐車場横の坂道（枝道）通行車両と、幹線道路通行車両との安全を確保すること。（併せて同駐車場を利用する墓参者の安全にも注意すること。）



大阪北摂霊園

S=1:5,000

交通整理員 配置図
 R8年 8月9・11・13・14・15日
 9月20・21・22・23日
 R9年 3月20・21・22日
 13名 内(A級)2名
 +(交代 A級 1名+B級 1名)

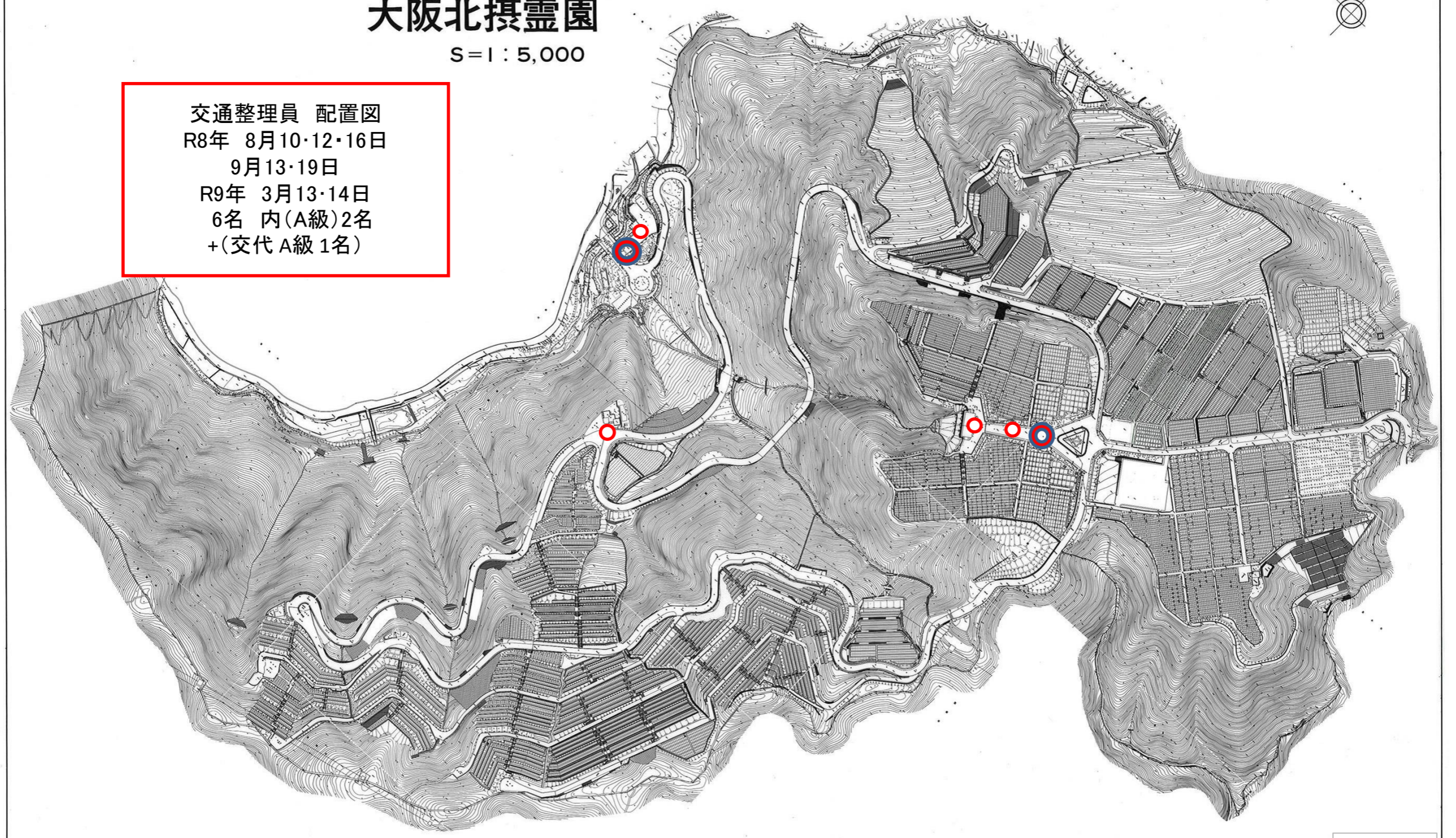


R8.4.1

大阪北摂霊園

S=1:5,000

交通整理員 配置図
 R8年 8月10・12・16日
 9月13・19日
 R9年 3月13・14日
 6名 内(A級)2名
 +(交代 A級 1名)



R8.4.1